平成２６年（フ）第２２１号
北海道広尾郡大樹町字芽武685番地１
債務者　宮本　全昭
１　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5840番地２、従前の住所栃木県下都賀郡野木町大字友沼5913番地９
債務者　大熊　文雄
１　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２１５号
北海道川上郡弟子屈町高栄１丁目１番６号
債務者　香川　貴大
１　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５３３号
栃木県宇都宮市台新田１丁目８番９号　サンモリッツワン101、前住所栃木県宇都宮市鶴田町217番地８　Ａ―306
債務者　安藤隼人こと　権　　準基
１　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４７号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目22番12号　グリーンビレッジやなせ406号室
債務者　赤羽あけみ
１　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５０号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目６番１号
債務者　池沢　真治
１　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６８号
栃木県宇都宮市若松原１丁目27番21号　パークヒルズ若松原313号
債務者　新沼　秀子
１　決定年月日時　平成26年12月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１２号
川崎市宮前区野川1290番地１　サンハイツＣ号
債務者　木村　英志
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９６号
岡山市北区七日市西町２番11号長谷川アパート北棟３Ｆ、旧住所岡山市北区東古松２丁目９番11号グラン・コート東古松1102号室
債務者　杉田　竜一
１　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９８号
岡山市北区辰巳21―104グランツM501号室、住民票上の住所岡山県真庭市台金屋395番地101
債務者　廣　　秀門
１　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０２号
岡山市北区野田屋町２丁目４番８－２号山成ビル301号、旧住所岡山県赤磐市桜が丘西10丁目20番５号
債務者　富永　　尚
１　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1269番地14
債務者　阿南美枝子
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第１２２８５号
東京都板橋区小茂根２丁目16―８―102
債務者　古田　裕二
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３４１号
東京都文京区小石川３丁目16―14―404
債務者　長澤久美子
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３４２号
東京都板橋区前野町５丁目28―16―307
債務者　吉田　　茂
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部